

令和7年5月9日大阪府障害者施策推進協議会第6次大阪府障がい者計画策定検討部会(第1回)資料 2-1

「第6次大阪府障がい者計画」の策定スケジュール等について（事務局案）

方針

- 令和7年度（2025年度）、障がい者施策推進協議会に計画策定検討部会を設置し、次期計画に係る意見具申（案）の取りまとめを行う。
- 令和8年度（2026年度）は、国の基本指針を踏まえた障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について検討するとともに、障がい者施策推進協議会において取りまとめた意見具申を踏まえ、年度末までに計画を策定する。

(スケジュール案)

	2025 年度 (令和7年度)												2026 年度 (令和8年度)												
	2025 年												2026 年												2027 年
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
部会		★1		★2		★3		★4		★5		★6～★7													
推進協						★					★				★		★		★		★		★		★

計画策定検討部会 2か月に1回、計6回程度開催予定

- ☆1→部会要領の策定、構成・計画期間等、実態調査質問項目、共通場面「地域を育む」
- ☆2→共通場面「地域を育む」、生活場面①（地域やまちで暮らす）
- ☆3→生活場面②、③（学ぶ、働く）
- ☆4→生活場面④、⑤、⑥（心や体・命を大切にする、楽しむ、人間（ひと）としての尊厳を持って生きる）、実態調査結果実施状況報告
- ☆5→実態調査結果報告、意見具申（素案）
- ☆6～7→意見具申（案）まとめ

障がい者施策推進協議会 部会進捗に合わせ、令和7年度は年2回開催予定

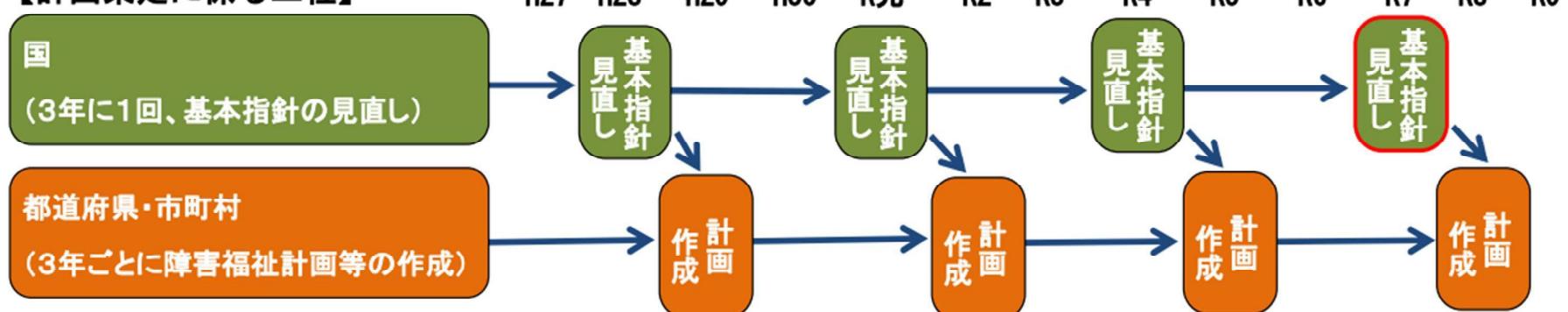
- ★議題：障がい者計画・各福祉計画令和6年の実績報告、令和6年度各部会報告、計画部会議論の進捗状況報告（部会長から）、国の動向報告、次期福祉計画の方向性検討、意見具申策定
- ※意見具申策定については、令和8年度にずれ込む可能性あり

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9~11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、
障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じて
サービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
 - ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)
等について検討を進めてはどうか。
- また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政
新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児
福祉計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
 - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
 - ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
 - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
 - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

<今後のスケジュール(想定)>

令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)

令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施

令和9年度 計画実施(～令和11年度)



第5次大阪府障がい者計画(令和6年3月改定)の概要 (令和3年度～8年度)

1. 第5次大阪府障がい者計画とは(根拠:障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法)

【背景・課題】

- 地域コミュニティの希薄化や人口減少・超高齢社会の到来の中、今後、障がい者の重度化・高齢化や「8050問題」「親亡き後」などにより地域で障がい者が抱える課題はさらに深刻化することが懸念されている。
- 地震・台風・豪雨災害などの自然災害や新型コロナウイルス感染症などの新興感染症や様々な事件・事故が発生するとともに、支援学校等に通学する幼児児童生徒が増加している。
- 第4次大阪府障がい者計画(後期計画)が策定された平成30年度以降、障害者総合支援法・社会福祉法の改正や障害者文化芸術活動推進法・読書バリアフリー法の制定など、国において様々な制度改正が行われている。

■計画の位置付け

障害者基本法に基づく障がい者計画(障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画)を障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画・児童福祉法に基づく障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の確保等に関する計画)一体的に作成。

また、新・発達障がい児者支援プランの後継プラン、難聴児の早期発見・早期療育推進のための計画、障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画として位置付け

4. 施策の推進方向

【最重点施策】①入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 ②障がい者の就労支援の強化 ③専門性の高い分野への支援の充実

【共通場面:地域を育む】 多様な主体が協力し、全ての障がい者が安心して暮らせる地域を育んでいる

【施策の方向性】 虐待防止・差別解消、相談支援体制の充実、地域生活支援拠点の整備促進・機能充実、人材の確保、サービス従事者の資質向上、障がい理解の促進、ソフト・ハード面のバリアフリー化 等

【生活場面Ⅰ:地域やまちで暮らす】 ※最重点施策:地域移行 障がいのある人が地域の希望するところで快適に暮らしている

【施策の方向性】

- 施設・病院からの退所・退院促進、地域の受け皿整備の促進
 - ・高齢化・重度化に対応したグループホームの整備促進
 - ・広域コーディネーターによる精神科病院職員の理解促進や地域の体制づくりへの働きかけ及び個別の伴走支援
- 地域における障がい者等への支援体制の整備
 - ・本人の意思決定支援やアセスメントに基づく入所の必要性の精査
 - ・基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の強化・充実
 - ・障がいを取り巻く人や関係機関の認識の形成と共有
 - ・入所・集中的支援を経た地域生活への移行等の循環 等

【生活場面Ⅲ:働く】 ※最重点施策:就労支援 障がいのある人が希望する様々なところで働き続けている

【施策の方向性】

- 障がい者雇用の拡大
 - ・法定雇用率未達成事業主に対する障がい者雇用雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援
 - ・ハートフル税制の活用による特例子会社の設置促進
 - ・OSAKAしごとフィールドでの就職支援サービスの提供
- 就労移行支援事業・就労定着支援事業の機能強化
- 障がい者の働く場の拡大
 - ・重度障がい者に対する就業支援の充実 等

【生活場面Ⅳ:楽しむ】

障がいのある人が様々な場所で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている

【施策の方向性】

- 余暇活動の充実・活動内容の拡大
 - ・日中一時支援事業の充実
- スポーツ活動の促進
 - ・障がい者スポーツの支援
- 芸術・文化活動の促進
 - ・舞台芸術分野における表現活動の場や発表・創作の機会等の創出 等

【生活場面Ⅱ:学ぶ】 ※最重点施策:専門性の高い分野への支援 障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

【施策の方向性】

- 早期療育等の実施
 - ・福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚・視覚障がい児支援
 - ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・発達障がい児者のライフステージを通じた切れ目ない一貫した支援
- インクルーシブ教育の推進
 - ・通学支援や情報保障などの学校環境の整備
 - ・自立支援推進校・共生推進校の充実
 - ・障がい理解教育に関する研修の実施 等

【生活場面Ⅴ:心や体、命を大切にする】

※最重点施策:専門性の高い分野への支援 障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる

【施策の方向性】

- 必要な健康・医療サービスの提供
 - ・重度障がい者医療費助成制度の制度運用
 - ・医療的ケアを要する重症心身障がい児者の在宅生活を支える体制整備の推進
 - ・医療型短期入所の整備促進
 - ・発達障がいの確定診断が可能な医療機関の確保
 - ・高次脳機能障がい支援拠点機関におけるリハビリーションの機会の提供 等

【生活場面VI:人間(ひと)としての尊厳を持って生きる】

障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、社会全体で合理的配慮が浸透している

【施策の方向性】

- 障がい理解の促進
 - ・世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間の啓発
 - ・障がい者の情報取得・円滑な意思疎通に関する広報・啓発
- 障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止
 - ・市町村での障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進
 - ・発生要因の分析・事後検証を通じた虐待の再発防止
- 安全・安心の確保
 - ・避難行動要支援者に対する支援体制の整備促進
 - ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた新興感染症への対応
- 情報保障・情報アクセシビリティの確保
 - ・福祉情報コミュニケーションセンターを核とした意思疎通支援
 - ・公立図書館等における読書バリアフリー法への対応 等

5. 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく『大阪計画』

障がいのある人も、ともにいのち輝ける共生社会の実現に向け、文化芸術活動を推進する 【基本方針】 ○場・機会等の提供 ○市場への挑戦 ○他分野他機関連携、中間支援充実 ○人材育成

6. 成果目標(令和8年度時点)

○地域移行者数:施設入所者数の6%以上(令和4年度比)

○就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数:1.28倍以上(令和3年度比)

○強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズ把握と支援体制の整備

○施設入所者の削減数:施設入所者数の1.7%以上(令和4年度比)

○就労定着支援利用者数:1.41倍以上(令和3年度比)

○各市町村での設置等:児童発達支援センター、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場 等

Ⅲ 生活場面「働く」

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が希望する様々などところで働き続けている

抜粋

具体的な取組み	目標
(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ②工賃水準の向上 ○福祉的就労の活性化(自立支援課) 府内福祉施設における利用者の平均工賃実績は依然厳しい状況が続いているため、従来より取り組んでいる福祉施設が策定する「工賃引上げ計画シート」に係る策定の支援や、福祉施設の経営力及び技術力等の向上を図るための各種セミナーの開催、府内スペースを活用した福祉施設で生産された製品の販売機会や障がい者の就労訓練の場の提供の他、公民連携の企業等と福祉施設とのコーディネートを行う受発注コーディネーターを配置し、受注機会の拡大等により一層取り組みます。 また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進等を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達の増進等を図るよう働きかけます。加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組みます。	目標値(令和8年度) 就労継続支援 B型事業所における工賃の平均額 16,500 円
○既存資源の福祉的活用の促進(農政室推進課) 府内の就労継続支援 B型事業所の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。	目標値 毎年2回(春と秋)にフェアを開催